

COVID-19に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その14)

-----お読みになる前に-----

※読みやすいように通知の内容を大幅に簡素化しておりますので、以下のURLの内容も併せてご確認ください。

※「注」とあるのは細谷の追記です。今後の情報を必ずご確認ください。

※その他の通知も必ずお読みください。

COVID-19 時限的・特例的措置で算定できる診療報酬

[http://medsus.sub.jp/2020\\_kaitei/COVID-19\\_ichiran.pdf](http://medsus.sub.jp/2020_kaitei/COVID-19_ichiran.pdf)

-----

【電話等による診療】

○電話等による再診

- ・検査等を実施後、電話等による初診／再診で検査結果等の説明、療養上必要な指導や、今後の診療方針の説明等を行った場合、電話等再診料を算定できるか。

(答)算定できる。

【医学管理料】

○小児科外来診療料・小児かかりつけ診療料

- ・6歳未満の乳幼児又は未就学児に対して、電話等による初診からにより診断や処方をする場合について、どのように考えればよいか。

(答)特例初診料 214 点で算定する。

【在宅医療】

※在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料 = 「在医総管等」

○往診料

- ・新型コロナウイルスの感染症患者(疑いを含む)に対して、往診等を実施する場合も院内トリアージ実施料を算定できるか。

(答)算定できる。必要な感染予防策を講じた上で当該患者の診療を行った場合のみ。

○在医総管等

- ・月2回訪問していたが、新型コロナウイルスへの感染を心配した患者等の要望で、以下のケースはどのように考えればよいか。

訪問診療を1回実施し、加えて電話等を用いた診療を実施した場合（3月に「月2回以上訪問診療を行っている場合」を算定していた患者

(答)4月に限り、「月2回以上訪問診療を行っている場合」の在医総管等を算定しても差し支えない。(患者等に十分に説明し同意を得た上で、診療計画に基づくこと)

※5月以降

- ・訪問診療を月1回+電話等による診療を実施する場合は、診療計画を変更し、「月1回訪問診療を行っている場合」の在医総管等を算定する
- ・電話等のみの場合は算定不可

※3月に「月1回訪問診療を行っている場合」を算定していた患者

- ・4月に電話による診療を複数回実施した場合は、「月1回訪問診療を行っている場合」を算定する

※4月に結果的に訪問診療が行えなかった場合

- ・電話等による診療のみの場合でも、在医総管等を算定して差し支えない。(患者等に十分に説明し同意を得る)

【診療情報提供料】

- ・保健所(保健所等に設置される帰国者・接触者相談センターを含む)に、PCR検査を実施する上で必要な情報を文書により提供するにあたって、保健所を、診療情報提供料(I)注2の市町村に準ずるものと解して当該点数を算定することは差し支えないか。

(答)差し支えない。

- ・保健所に、PCR検査を実施する上で必要な情報を文書により提供するにあたって、「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について」(令和2年4月15日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)別紙2を用いた場合、診療情報提供料(I)を算定することは差し支えないか。

(答)差し支えない。

- ・ 宿泊療養又は自宅療養を行っている新型コロナウイルス感染症患者に往診等を行い、宿泊療養又は自宅療養の解除が可能かどうかの判断を目的として新型コロナウイルス核酸検出を実施した場合はどのような取扱いとなるか。

(答)新型コロナウイルス核酸検出に係る点数を算定できる。

(注：保険請求可能だが、現状では検査にかかる点数のみが公費対象。再診料等は患者自己負担が発生。ただし今後の自治体の助成により負担が無くなる可能性あり)

#### ◆注意事項◆

※上記疑義解釈の日付はいずれも令和2年です。

※分かり易いように下記のように省略しております。また言葉の定義も大雑把に下記のように解釈すれば分かり易くなります

※「電話等による初診／再診」 = 分かり易いように電話や情報通信機器を用いた療と省略しております。

※電話による診療とオンライン診療の違い

電話による診療 = 音声通話によるいわゆる「電話」 ⇒ 届出不要

オンライン診療 = いわゆる「テレビ電話」 ⇒ 要届出

※算定開始可能日

原則として下記の通知の発出日以降ですが、今後の通知で変わる可能性は否定出来ません

- ・ 院内トリアージ実施料 (300点) : 4月8日
- ・ 特定疾患の診療 (147点) : 4月10日
- ・ 特例初診料 (214点) : 4月10日

※以下の内容は電子カルテ／レセコンの代理店にご確認ください。

・ 院内トリアージ実施料は今回は届出不要で算定可能ですが、未届け医療機関は警告などが出るコンピュータがあります。

・ 下記の点数は新規にマスターコードが割り振られています。入力方法等を確認してください。

#### 【傷病名】

マスターコード : 8850104

名称 : COVID-19

ICD10コード : U071

【電話／オンライン初診】

マスターコード：111013850

名称：初診料(新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱)

点数：214点

マスターコード：113032850

名称：慢性疾患の診療(新型コロナウイルス感染症診療報酬上臨時的取扱)

点数：147点

※オンライン診療料では算定不可

※「情報通信機器を用いた場合」が設定されている下記指導料を上記マスタで請求  
特定疾患療養管理料、小児科療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、  
糖尿病透析予防指導管理料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、生活習慣病  
管理料

2020/04/22 より（臨時的取り扱いその13）

通院・在宅精神療法にも算定可能に

※電話による診療でも何か登録をしないと算定出来ないと聞いている

・都道府県への報告事項（下記の2種類）がありますので、その誤解とわれま  
す。電話による診療はすぐに実施と算定が可能です。報告には規定の書式がありま  
す。報告方法は都道府県により異なります。医師会を通さずに行うケースもありま  
すので報告方法をご確認ください。

⇒ 1) 電話等による初診／再診またはオンライン診療が可能である旨

⇒ 2) 電話診療またはオンライン診療による初診を実施した患者の数及び内容